

第 2 章

計画策定の背景

1. 日本の動き

■「男女共同参画社会基本法」

平成 11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的としています。

■「男女共同参画基本計画」

平成 12（2000）年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

■「内閣府男女共同参画局」

平成 13（2001）年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

■「配偶者暴力防止法」

平成 13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後 3 年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度を拡充されています。また、平成 19（2007）年の改正より、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また平成 16（2004）年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策について基本方針が策定されました。

■「第 2 次男女共同参画基本計画」

平成 17（2005）年には、「男女共同参画基本計画」による取り組みを評価・総括し、第 2 次「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

■女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成 21 (2009) 年 8 月、女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解が女性差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取り組み等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

■「第 3 次男女共同参画基本計画」

平成 22 (2010) 年には、「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」による取り組みを評価・総括し、「第 3 次男女共同参画基本計画 (平成 22 年 12 月 17 日閣議決定)」が策定されました。第 3 次基本計画において強調している視点は、「女性の活躍による経済社会の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進」と 5 つあげられてあり、また今後取り組むべき喫緊の課題は、「実効性のある積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の推進、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、雇用・セーフティネットの再構築、推進体制の強化」となっています。

2. 鹿児島県の動き

■「青年婦人課」「婦人行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和 54 (1979) 年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

■「婦人対策基本計画」

昭和 56 (1981) 年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60 (1985) 年の「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」を明記されました。

■「鹿児島女性プラン 21」

平成 2 (1990) 年の「鹿児島県総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン 21」が策定されるとともに「鹿児島女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン 21 推進会議」が設置されました。

■「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成 11 (1999) 年に、国の「男女共同参画 2000 プラン」を踏まえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成 13 (2001) 年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

■「鹿児島県男女共同参画センター」

平成 15 (2003) 年に「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

■「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成 17（2005）年には、「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」が作成されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定

平成 20（2008）年 3 月には、これまでの「かごしまハーモニープラン」に基づく取り組みの成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画として、鹿児島県男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項の規程に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

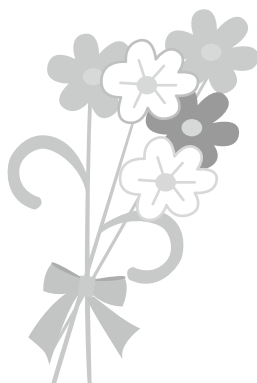
3. 伊佐市の動き

平成 20 年 11 月の合併により、男女共同参画社会づくりの専任として、企画調整課に男女共同参画の担当職員（平成 21 年 4 月から共生協働推進係）を設置しました。

さらに、同年、新市において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や諸問題並びに基本計画の策定や進捗状況の管理について、専門的あるいは市民の見地から男女共同参画社会づくりに関する諸問題について調査研究する「伊佐市男女共同参画推進協議会」を設置しました。また、副市長を会長とし、各課等の長の委員で構成する「伊佐市男女共同参画行政推進会議」を設置しました。

伊佐市男女共同参画基本計画の策定にあたっては、平成 21 年 10 月から 11 月にかけて、市の実態を把握するために「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施しました。この調査結果は、今回の計画策定の基礎資料となっています。

なお、第 1 次伊佐市総合振興計画における 28 施策の一つに、「人々が尊重しあう地域社会の実現」を示し、この施策を横断的かつ総合的に、より一層推進することとしています。



4. 社会・経済環境の変化

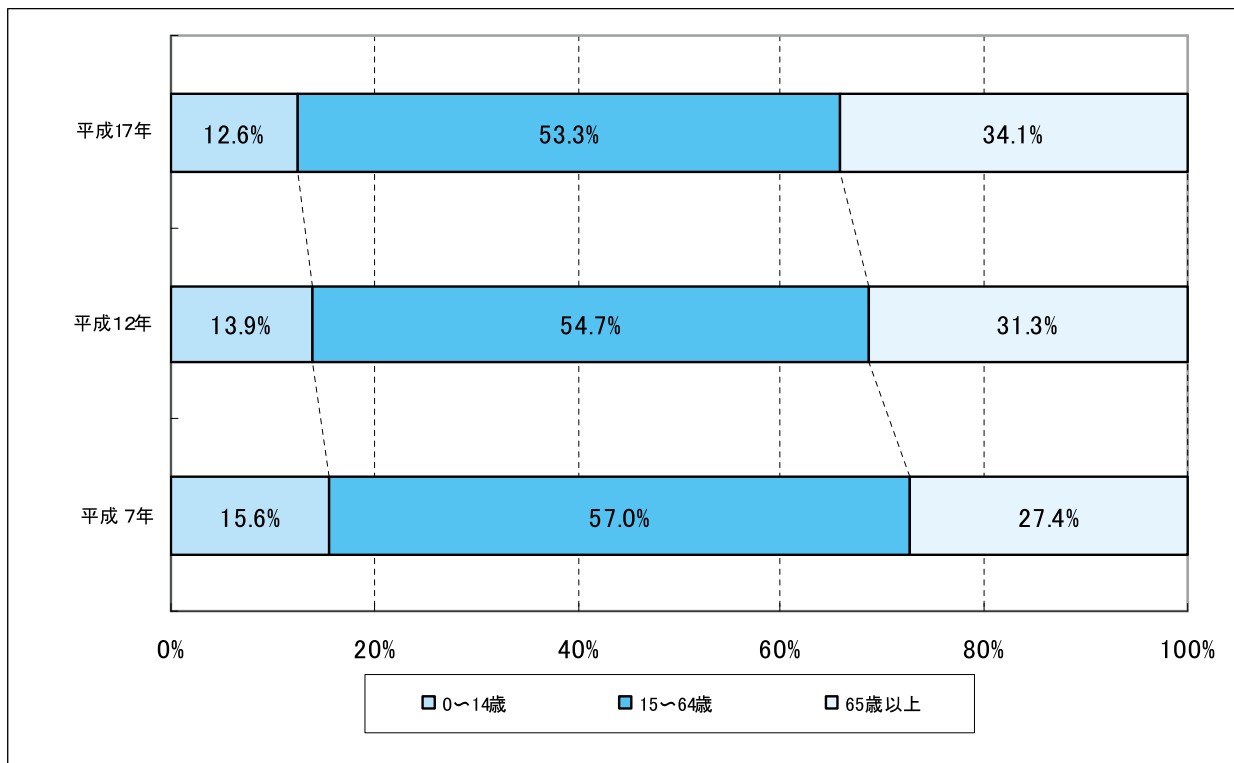
(1) 人口減少、少子高齢社会の進展

市の総人口は、平成12年33,508人、平成17年31,499人、平成22年29,311人（各年10月1日現在）と減少してきています。国勢調査による年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成12年31.3%、平成17年で34.1%と年々上昇し、平成21年10月1日現在で35.8%です。鹿児島県の高齢化率（平成21年10月1日現在）は26.3%で、本市は県市町村別にみても上位に位置しており、県全体でも早いペースで高齢化が進んでいます。

また、鹿児島県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）の状況は、平成20年では1.59となっており全国の1.37よりも上回ってはいますが、昭和55年から平成16年にかけて低下し続け、それ以降は横ばいで推移しています。

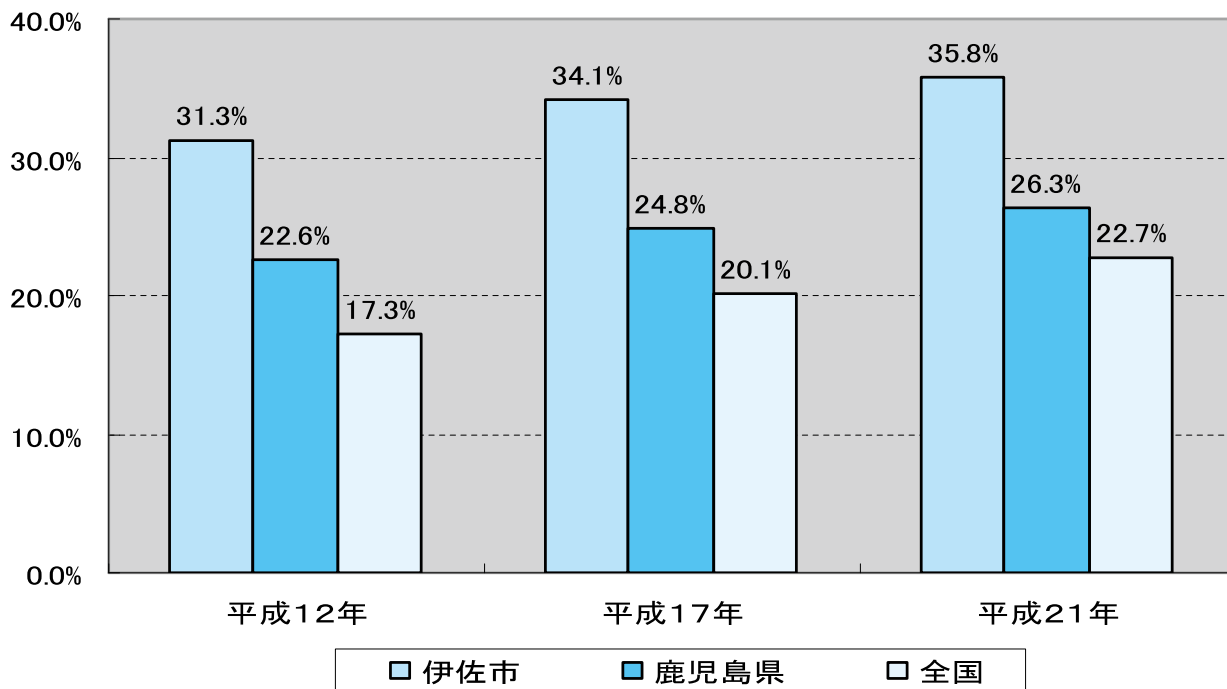
人口減少や少子高齢社会の急速な進展は、生産人口の減少による社会活力の低下を招き、安定した社会保障制度の運営も危ぶまれています。また、経済環境の変化や産業構造の変化により、これまでの経済状況に適してきた様々な制度・慣行は見直しが必要となってきました。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、また、一人ひとりの多様な生き方の選択を可能にする男女共同参画社会に向けた環境づくりが求められています。

★年齢3区分別人口推移（伊佐市）



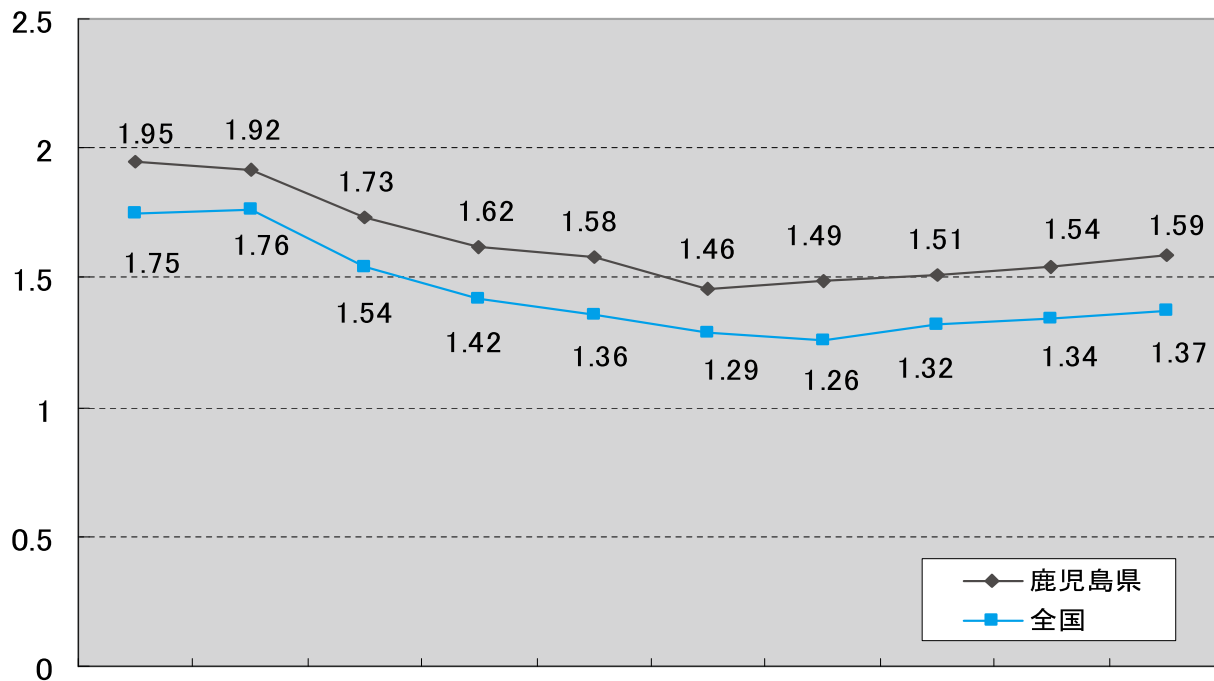
資料：国勢調査

★高齢化率（国・鹿児島県・伊佐市）



資料：総務省統計局推計、鹿児島県年齢別推計人口調査（平成21年10月1日）

★合計特殊出生率の推移（国・鹿児島県）



昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年

資料：鹿児島県

※ 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数に相当する。（人口動態等統計調査）

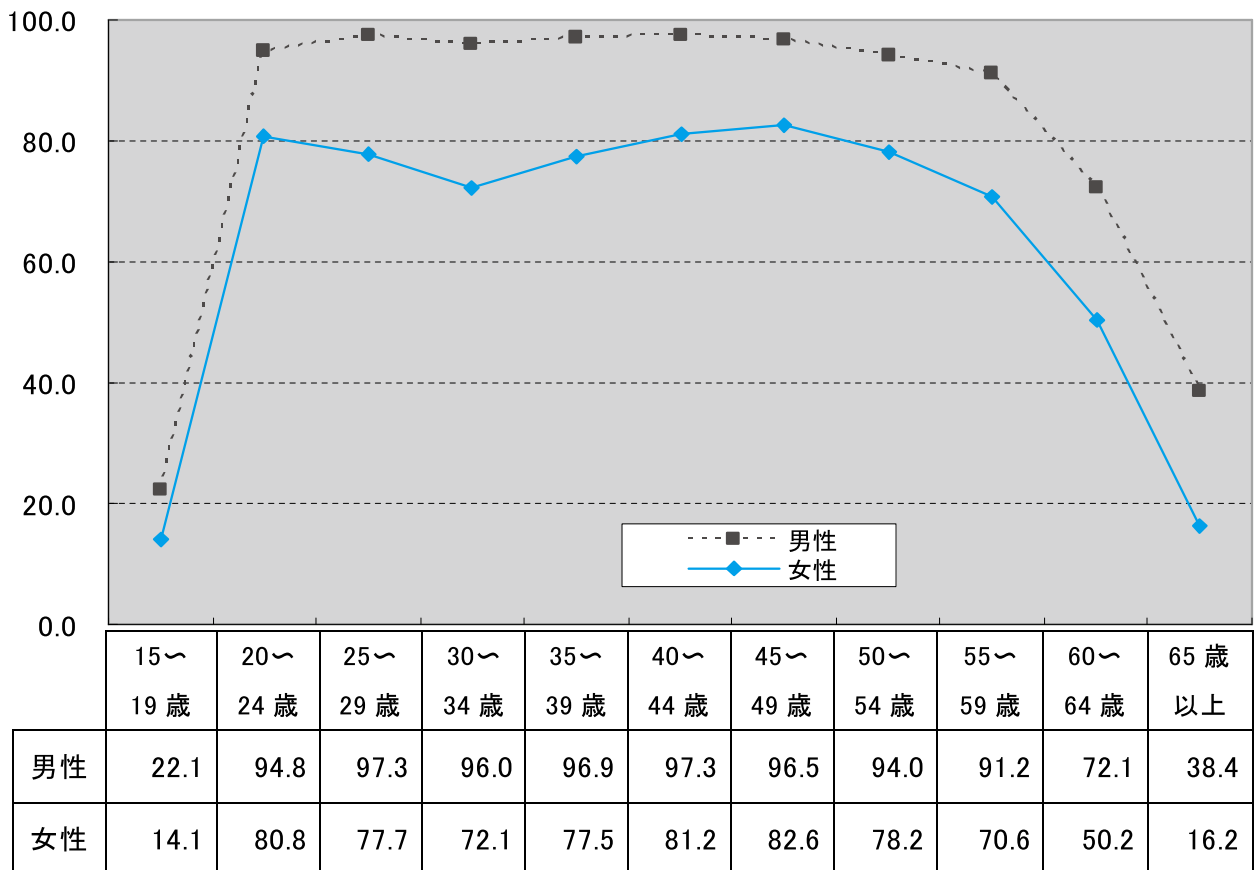
（２）就業構造の状況

年齢別の労働力率を男女別に見ると、下図のようになります。男性は20歳代から50歳代まで、ほぼ同様の割合で働いており、グラフは台形になっています。一方、女性は20歳代から30歳代前半にかけて働く人の割合が減少し、30歳代後半から40歳代後半にかけて徐々に増加するM字型の曲線（M字曲線）になります。これは、女性の働き方における日本の特徴と言われる「一時就業中断型」を示すもので、本市も同様の状況にあります。

平成21年に実施した市民意識調査によると、30歳代男女の仕事に就いている理由について、「生計を維持する」では男性90.3%、女性70.7%で男性が多く、「将来に備えて貯蓄するため」では女性56.1%、男性48.4%、「家計の足しにする」では女性53.7%、男性38.7%と、ともに女性の方が多くなっています。

また、家庭内での事柄の分担について30歳代の状況を見ると、「家事」「育児」とともに「妻」が担っていると回答している割合が多くなっています。結婚や出産・育児などが、男性よりも女性にかかる負担が見られ、女性の働き方に大きく影響していることがうかがえます。

★ 5歳階級別労働力率（伊佐市）

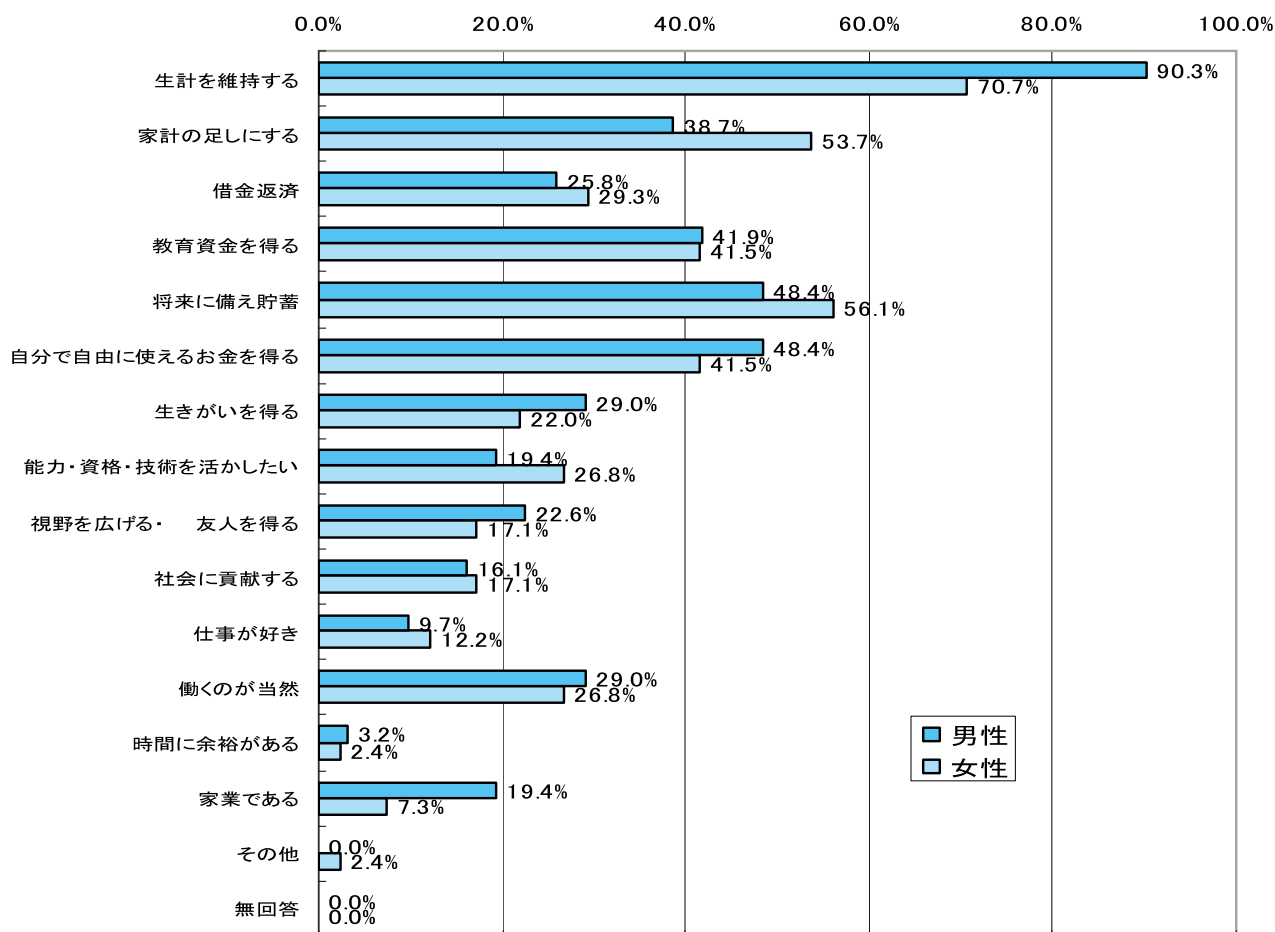


資料：国勢調査

☆ 労働力率 : 15歳以上人口に占める労働力人口の割合

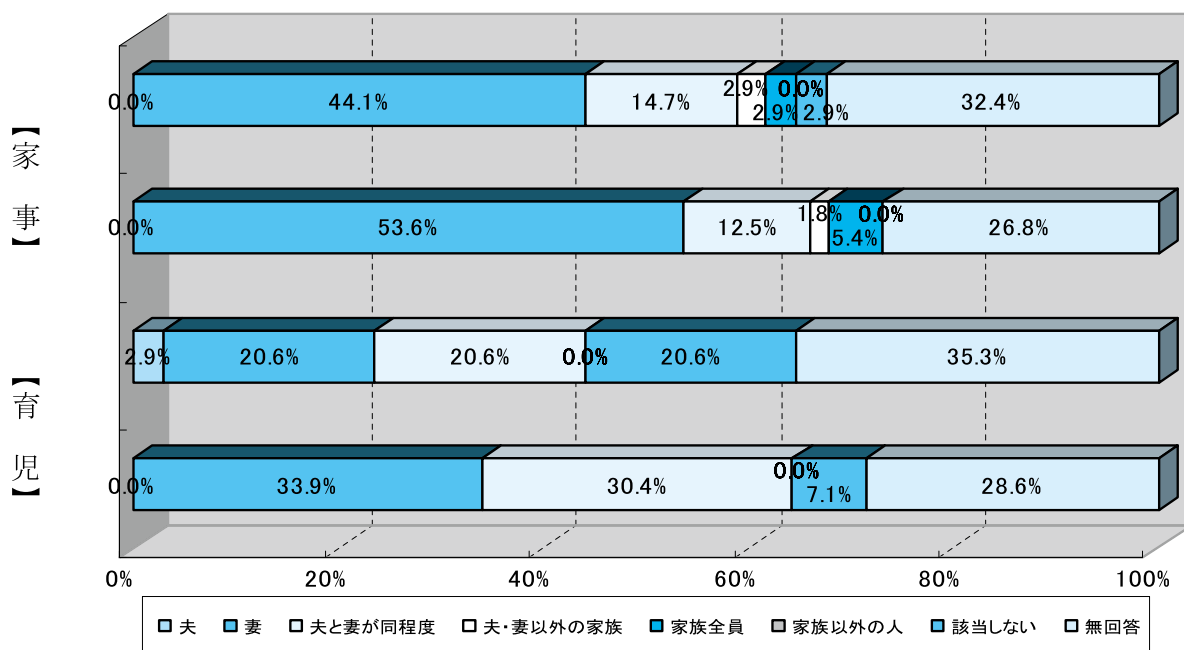
☆ 労働力人口 : 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者をあわせたもの

★仕事に就いている理由（30歳代 伊佐市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成21年伊佐市）

★家庭内での事柄の分担（30歳代 伊佐市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成21年伊佐市）